

平成30年第12回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 12月20日

閉 会 12月20日

平成30年第12回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	平成30年12月13日					
招集年月日	平成30年12月20日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時 及び宣言	(開会) 平成30年12月20日 午後1時30分					
	(閉会) 平成30年12月20日 午後1時59分					議長 鈴木敏秋
委員応召 及び 出席者氏名 出席委員 9名 欠席委員 0名 ○ × 遅早 遅刻 早退	議席 番号	氏 名	出 欠 の 別	議席 番号	氏 名	出 欠 の 別
	1	京谷 作右衛門	○			
	2	菊池 和雄	○			
	3	森 宏樹	○			
	4	森 光行	○			
	5	丸山 由美子	○			
	6	山口 公仁	○			
	7	久末 善輝	○			
	8	山下 敏雄	○			
	9	鈴木 敏秋	○			
議事録署名委員	二番 菊池 和雄			六番 山口 公仁		
農地最適化 推進委員	岩坂 弘樹			齊藤 寿		
	森 啓介					
農業委員会 事務局職 員の氏名	局長 高見 博			主査 石山 雄大		

議事日程

日 程	件 名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
第 5	議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
第 6	議案第 3 号 農用地利用集積計画案の作成について

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

本日は、大変お忙しい中ご苦勞様です。
ただいまから、平成30年第12回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。
なお、今回は、今年最後の総会ですので農地利用最適化推進委員の皆様にも出席を
いただいておりますので、よろしくお願ひします。

(午後1時30分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長から指名します。
議事録署名委員に2番 菊池委員、6番 山口委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。
本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第1号を朗読する。)

議長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

番号1、場所は字宮越〇〇〇番で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

番号2、場所は字宮越〇〇〇番 外12筆で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

番号3、場所は字桂岡〇〇〇番で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

番号4、場所は字桂岡〇〇〇番で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

番号5、場所は字中須田〇〇〇番〇 外2筆で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

以上です。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長

日程第5、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第2号を朗読する。)

議長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1、場所は字桂岡〇〇〇番〇 外33筆、地目は現況が田及び畑、公簿が田、原野及び畑で、面積合計は、105,788㎡です。

貸付人は字桂岡の〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで新規による使用貸借権の設定となっております。期間は11年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画案の作成について

議長

日程第6、議案第3号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第3号を朗読する。)

議長

本件の内容について、農業委員会等に関する法律第31条に規定の議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上まず、番号1から番号14までの内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1、場所は字宮越〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、2,910㎡です。

貸付人は字宮越の〇〇〇〇さん、借受人は字宮越の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号2、場所は字豊田〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、1, 5 2 5 m²です。

貸付人は江差町の〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇〇〇〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっております。賃貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は子ども3名で、本契約にあたり、申請者は法定持分3分の1の子どもの〇〇〇さんで、併せて法定持分3分の1の子どもの同意での申請ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号3、場所は字宮越〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、4, 7 2 1 m²です。

貸付人は字早瀬の〇〇 〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇〇〇〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっております。賃貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は子ども3名で、本契約にあたり、申請者は法定持分3分の1の子どもの〇〇〇さんで、併せて法定持分3分の1の子どもの同意での申請ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号4、場所は字宮越〇〇〇番 外1 2筆、地目は現況・公簿とも田及び畑で、面積合計は、4 3, 9 8 5 m²です。

貸付人は字早瀬の〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号5、場所は字桂岡〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、5, 3 3 3 m²です。

貸付人は字桂岡の〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号6、場所は字桂岡〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、7, 4 8 5 m²です。

貸付人は函館市の〇〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号7、場所は字小森〇〇〇番〇 外3筆、地目は現況が田、公簿が畑及び田で、面積合計は、4, 4 2 0 m²です。

貸付人は字小森の〇〇〇〇さん、借受人は字小森の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号8、場所は字中須田〇〇〇番〇 外2筆、地目は現況が畑及び田、公簿が宅地、田及び畑で、面積合計は、7, 637. 57㎡です。

貸付人は字函館市の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号9、場所は字中須田〇〇〇番〇 外4筆、地目は現況・公簿とも畑及び田で、面積合計は、8, 170㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号10、場所は字宮越〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、6, 053㎡です。

貸付人は字宮越の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇 〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号11、場所は字小森〇〇〇番〇 外6筆、地目は現況・公簿とも畑及び田で、面積合計は、16, 168㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇 〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号12、場所は字中須田〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、17, 186㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇 〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇〇〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっています。賃貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は子ども4名で、本契約にあたり、申請者は法定持分4分の1の子どもの〇〇さんで、併せて法定持分4分の1の子どもの2人の同意での申請ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号13、場所は字中須田〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、7, 574㎡です。

貸付人は字大留の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇 〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇〇〇〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっています。賃貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は子ども2名で、本契約にあたり、申請者は法定持分2分の1の子どもの〇〇さんで、併せて法定持分2分の1の子どもの同意での申請ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号14、場所は字中須田〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は、4,195㎡です。

貸付人は函館市の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議長

異議なしの声がありますので、番号1から番号14までについては、原案どおり可決いたします。

議長

続きまして、番号15から番号16までの内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、4番、森光行委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで森光行委員の発言を禁じます。

それでは説明を求めます。

事務局

番号15、場所は字中須田〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は、3,272㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号16、場所は字豊田〇〇〇番〇 外2筆、地目は現況・公簿とも畑で、面積合計は、2,036㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号15から番号16までについては、原案どおり可決いたします。

議 長

続きまして、番号17の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

番号17、場所は字大留〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも畑で、面積合計は、8,461㎡です。

貸付人は苫小牧市の〇〇 〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇さんで新規による使用貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇〇〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっています。使用貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は子ども3名で、本契約にあたり、申請者は法定持分3分の1の子どもの〇〇〇さんで、併せて法定持分3分の1の子どもの同意での申請ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は11年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号17については、原案どおり可決いたします。

議 長

続きまして、番号18から番号25までの内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、8番、山下委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで山下委員の発言を禁じます。

それでは説明を求めます。

事務局

番号18、場所は字中須田〇〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、11,205㎡です。

貸付人は字桂岡の〇〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇〇〇〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっています。貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は子ども3名で、本契約にあたり、申請者は法定持分3分の1の子どもの〇〇〇〇〇さんで、併せて法定持分3分の1の子どもの同意での申請

ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号19、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、3,932㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号20、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、6,916㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号21、場所は字新村〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は、11,773㎡です。

貸付人は字新村の〇〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号22、場所は字新村〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、9,281㎡です。

貸付人は字新村の〇〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号23、場所は字新村〇〇〇番 外2筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、21,871㎡です。

貸付人は字新村の〇〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号24、場所は字北村〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は、8,628㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で新規による賃貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇〇〇〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっております。賃貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は妻と子ども2名で、本契約にあたり、申請者は法定持分2分の1の妻の〇〇〇〇〇さんで、併せて法定持分4分の1の子どもの同意での申請ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号25、場所は字北村〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、10,1

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議 長 鈴木敏秋

署名委員 菊池和雄

署名委員 山口公仁